

平成 23 年 6 月 7 日

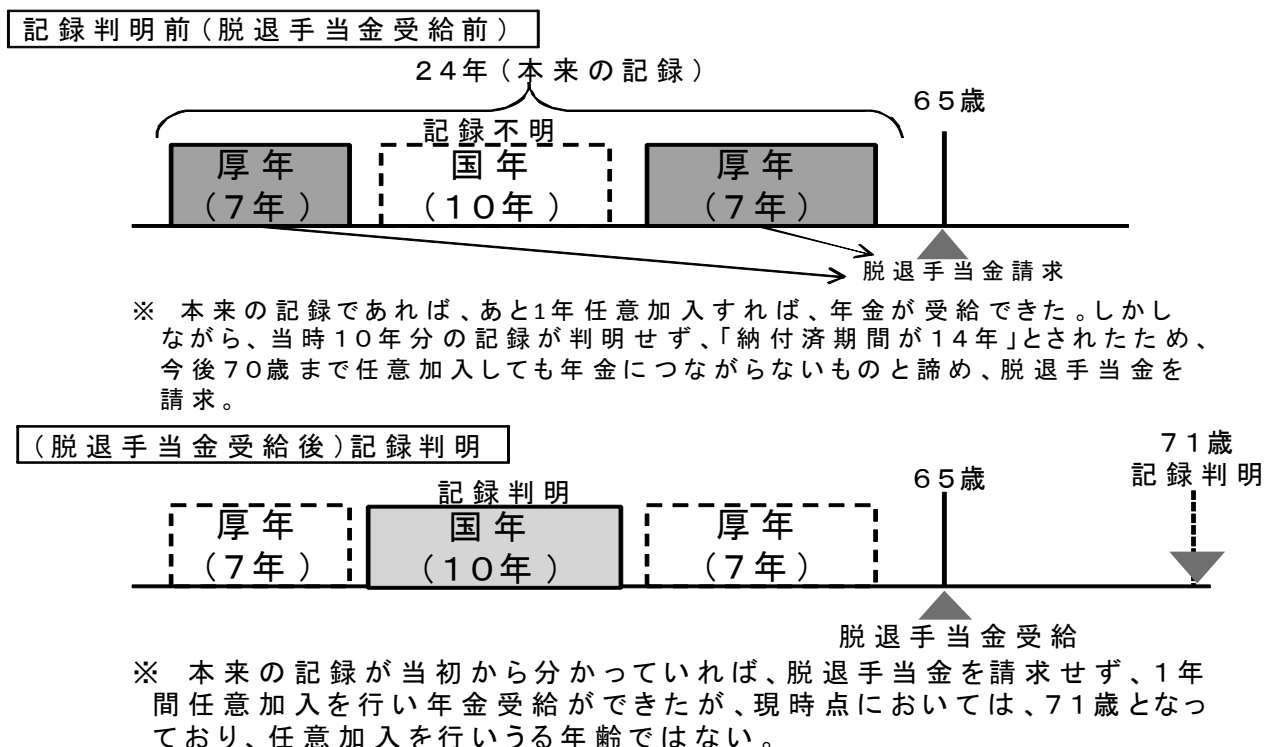
## 年金記録の不備により任意加入ができなかった 脱退手当金受給者の取扱いについて

年金局

### 1. 問題となる事案

- 60歳を超えた時点で、25年には満たないものの、70歳まで任意加入すれば受給権を得ることが可能であった。このため、正しい記録に基づいて事務処理が行われていたならば、本人は、「脱退手当金の受領」と「70歳までの任意加入による受給権確保」のいずれかを選択していた。
- しかしながら、年金記録の一部がこれまで判明しておらず、これまで誤った記録に基づいて年金相談等の事務処理が行われてきたために、「70歳まで任意加入しても受給権を確保」する余地はないものと本人が認識し、代替手段として、脱退手当金を受領してしまっている。
- このため、正しい記録が当時から明らかであったならば支払われることのなかった脱退手当金が支払われており、また、当時なら選択し得た任意加入の機会が失われている状態となっている。

(具体例)



### 【基本的考え方】

- 宙に浮いていた年金記録等が判明したような場合の対応については、過去に遡って正しい年金記録に訂正のうえ、正しい事務処理等をやり直すというのが、基本的な考え方である。
- したがって、今般の問題については、当時に遡って、正しい年金記録に訂正するとともに、訂正後の記録を前提として、本人に「脱退手当金の受領」と「70歳までの任意加入による受給権確保」のいずれかを選択していただく事務処理をやり直すこととする。
- その結果として、「当時から正しい記録が明らかになっていれば、脱退手当金を受給せず、任意加入をしていた」との意思表示があった場合には、本来支給する必要のなかった脱退手当金を支給していたこととなるので、これを返還いただくこととする。また、任意加入を当時行っていたものとして取扱い、必要な任意加入期間の保険料を適切に納めていただいた場合には、これに対応した年金給付を行うこととする。

### 【具体的な取扱い】

(1) 本取扱いの対象者は、以下の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 脱退手当金の請求時に判明していた記録では、その後70歳まで任意加入を続けていても、年金受給資格を満たさない状況であり、保険料の掛け捨てを避ける方法として、脱退手当金請求を行っていた。
- (イ) 記録が判明した現時点において、本人が、日本年金機構に対し、「正しい記録が判明した現時点において、当時、記録が明らかであれば、脱退手当金を請求せず、任意加入を行っていた」旨の意思を表明するとともに、かつて受領した脱退手当金を返還し、年金受給に必要な保険料を納付することに合意している。
- (ウ) 上記合意に基づき、脱退手当金を返還し、必要な保険料を支払っている。

(2) 効果

- 上記(イ)の合意がなされたことをもって、脱退手当金支給決定を取り消すとともに、かつて脱退手当金の請求を行わずに任意加入の申出を行っていたものとして取扱い、脱退手当金の返還と、任意加入期間における保険料の納付を求める。
- 必要な期間の保険料(上記事例では、1年分)を納付するとともに脱退手当金を返還した場合には、保険料納付済期間が25年に達した対象月(上記事例では、66歳時点)から年金受給権が発生したものとして、年金を支給する。(この場合に、時効特例法を適用し、5年前より以前の期間分も含め、年金を支給する。)